

診 断 書 (成年後見制度用)

1 氏名	男・女				
生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日生	(歳)
住所					
2 医学的診断 診断名					
所見 (現病歴, 現症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往歴・合併症など)					
3 判断能力についての意見 (下記のいずれかにチェックし, (意見)欄に記載する。)					
<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない。					
<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である。					
<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある。					
<input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。					
(意見)					
意見の根拠 (説明・検査所見)					
・ 意識・疎通性					
<input type="checkbox"/> 意思の疎通ができない状態が継続している (「眼を開け」「手を握れ」などの簡単な命令には応ずることもあるが, それ以上の意思の疎通が不可能である場合も含む。)					
<input type="checkbox"/>					
・ 記憶力					
<input type="checkbox"/> 自己の年齢 (<input type="checkbox"/> 回答できない <input type="checkbox"/> 回答できる)					
<input type="checkbox"/>					
・ 見当識					
<input type="checkbox"/> 日時 (<input type="checkbox"/> 回答できない <input type="checkbox"/> 回答できる)					
<input type="checkbox"/> 場所 (<input type="checkbox"/> 回答できない <input type="checkbox"/> 回答できる)					
<input type="checkbox"/>					
・ 計算力					
<input type="checkbox"/> 計算は全くできない。					
<input type="checkbox"/>					
・ 理解・判断力					
<input type="checkbox"/> 理解は不能である。					
<input type="checkbox"/>					
・ 知能検査, 心理学的検査					
<input type="checkbox"/> HDS-R 点 <input type="checkbox"/> その他の検査 ()					
備考 (本人以外の情報提供者など)					

平成 年 月 日 以上のおり診断します。

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名 _____ 印

主治医の方へ

1 診断書について

後見，保佐及び補助開始の申立てにあたっては，ご本人の診断書の提出が必要です。千葉家庭裁判所では，精神状態や検査内容に関する項目を列記したわかりやすい診断書を用意しましたので，これをご活用ください。

2 鑑定書について

また，家庭裁判所は，後見又は保佐の申立てがされた場合に，鑑定を実施することがあります。鑑定人となる方については，精神科以外の医師の方をお願いする場合があります。

精神鑑定については，平成12年4月1日の「新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引」により，鑑定書が作成されることが一般的ですが，事案によって適宜記載を省略しても良いと考えられる欄ないし項目を整理した「成年後見制度における鑑定書式《要点式》」も合わせてご活用ください。以上については，裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>)の「裁判手続の案内」の「裁判所が扱う事件・家事事件」の「成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引」欄に掲載されています。

3 診断書付票について

裁判所では，ご本人の状況によっては，鑑定を行わず手続を進めることができることとなっており，また，やむをえず，ご本人の意向調査が行えない例もあります。

そのため，該当する事項があれば，付票の項目にチェック印をつけていただくようお願いいたします。